



広報

## こしがや

平成3年(1991年)  
7.15  
No.877発行/越谷市  
343 越谷市越ヶ谷4丁目2番1号  
0489(64)2111  
編集/企画部 広報広聴課

## 情報

## かわら版

あなたと市政を結ぶかけ橋 KOHO KOSHIGAYA

**息づく街かど**

**TOWN BEAT**

**樹木のさとやき聞こえます**

着々と整備が進む逆川緑道

市のイメージ「水と緑と太陽」にピッタリの場所、逆川緑道。今、一部の整備が完了し、市民の憩いの場となっています。この緑道は、古利根川堰から元荒川に合流する逆川に沿った約3・1キロの道です。逆川と周辺の緑がほどよく調和し、人々が水に親しめるよう整備が進められています。(完成予定は平成7年度)。

逆川周辺には、今でも数多くの屋敷林が残され、樹木の保存に力が注がれています。

緑道を歩くと目にする屋敷林は、私たちの大切さを語りかけています。



学ぶ姿も真剣そのもの

# 平成3年度 老人大学を開校します

市では生涯学習の一環として、市内在住の60歳以上の方を対象に老人大学を開校します。

これは、組織的な学習の機会を提供し、社会環境の変化に対応する能力と心身の健康を養い、あわせて社会参加への道を開き、生きがいを高めるために

行うものです。受講は無料。

【日程・内容】左表のとおり  
【会場】老人福祉センター「けやき荘」教養講堂

【時間】午前10時～正午  
【定員】200人(申込み順)

2、けやき荘 65-5822

【申込み期間】7月19日(金)～25日(木)

【申込み場所】印鑑をお持ちのうえ、老人福祉課、けやき荘、北部出張所へ

\*北越谷駅西口けやき荘の間で、老人大学送迎バスを運行します。

期日	内 容	講 師
8. 27 (火)	入学式・学長講話	越谷市長 島村慎市郎
9. 2 (月)	社会参加について	福祉教育研究会 主宰 木原 孝久
9. 10 (火)	越谷の方言・なまり	市郷土研究会 理事 山崎 善司
9. 17 (火)	お年寄りをねらう悪徳商法	春日部消費生活センター
9. 30 (月)	楽しいレクリエーション	市レクリエーションクラブ 会長 川村 英明
10. 7 (月)	わたしの思うこと考えること	田中真紀子
10. 15 (火)	人づきあいについて	文教大学 教授 岡堂 哲雄
10. 21 (月)	中世人物史①	NHK学園 講師 峰岸 久夫
10. 29 (火)	中世人物史②	"
11. 5 (火)	1人ひとりを大切に	教育委員会指導課 課長 中野 茂
11. 12 (火)	時事問題	未定
11. 18 (月)	シルバーエイジのライフスタイル	伊奈高等専修学校 参事 織田 光之
11. 26 (火)	卒業式・この途この人	新山えつや・ひでや
老人大学送迎	北越谷駅発 9:00 9:30	
バス時刻表	けやき荘発 12:00 13:30 14:30	

第17回越谷市民まつり

## 水上フェスティバル

### 第15回ミスこしがやコンテスト 出場者募集中

ミス・準ミスをハワイにご招待



10月20日(日)に開催される第17回越谷市民まつりのメインイベント、ミスこしがやコンテストの出場者を募集しています。

応募資格は、市内在住・在勤・在学で満18歳以上の未婚の女性。応募方法は、応募用紙(市役所、各公民館などにあります)に記入のうえ(写真貼付)、下記へ郵送可。

締め切りは、8月31日(土)。

\*審査は、10月20日に行われます

申込み・問合せ 越谷市民まつり実行委員会(生活安全課内) 64-2111(内)2152・2153

2-1336  
問合せ 市民課 2-1261  
道路運送車両法関係手数料令の一部が改正されました。これにより、8月1日(木)からの臨時運行許可証(仮ナンバー)の申請手数料が400円から520円に改定されます。

仮ナンバー手数料が改定されます。  
問合せ 区画整理課 2-3335

沼田土地区画整理事業・  
事業計画変更の縦覧  
越谷都市計画越谷市沼田土地区画整理事業(組合施行)の事業計画変更の縦覧を行います。  
(日) 第2予備日11日(日) に市役所にて  
期間 7月23日(火)～8月5日(日)  
午前8時30分～午後5時  
場所 区画整理課(市役所 3階)

イン賞など各種があります。  
【参加資格】小学生以上  
【船の規定】竿ボルトを使用し、  
所わき裏西用で行われる水上フェスティバルで、たままだんボル船競漕の出場者を募集しています。アイデア賞、デザ

ダンボール船競漕出場者募集中  
第17回越谷市民まつり  
【申込み】応募用紙(市内各公

共施設にあります)に記入のうえ、7月31日(水)までに越谷市民まつり第11事業室事務局(商工課内)へ郵送可

り・親子の部  
ムレース。1人乗り・2人乗り

【競技方法】70メートルのタイ

【競技方法】70メートルのタイ

【競技方法】70メートルのタイ

今号の主な内容

第2回こしがや薪能 ..... 2面

'91サンシティサマー ..... 3面  
フェスティバル

公民館コーナー、催しご案内、施設ガイドは4・5面/まちのわだい、ホームドクターは6面/健康と暮らしまは7面/各種相談、Q アンド A は8面

市の人団 (平成3年7月1日現在)  
総人口 28万6759人  
男 14万5164人  
女 14万1595人  
世帯数 9万4752世帯  
前月比 437人増  
218人増  
219人増  
2-111(内)22663



負けるもんか  
・花火大会  
・水上コンサート  
・カヌー試乗会  
・水上歩行機試乗会  
・ラジコンボート(デモンストレーション)  
その他催し







各種相談		*相談はすべて無料です	問合せ
市 毎 日	市民	午前9時～午後5時(土曜日は正午まで)、市役所2階市民相談室(日曜・祝日除く)。市政に対する苦情・要望・意見その他一般市民生活について	市民相談室 ②001
交 通 事 故 每 日	事故	午前9時～午後5時(土曜日は正午まで)、市役所2階市民相談室(日曜・祝日を除く)。交通事故による補償問題、手続きなどについて	市民相談室 ②002
法 水 曜 律 日	法律	午後1時～4時、市役所2階市民相談室。毎週月曜日(休日の場合は火曜日)午後1時から広報広聴課で予約受付(電話可)定員8名。法律上の諸問題について弁護士が応じます(交通事故を除く)	広報広聴課 ②2111 ②2214
交 通 事 故 (弁 護 士) 行 每 月 第 2 日	(弁護士)	毎月第3火曜日の午後1時～4時。定員は8名	市民相談室 ②002
登 毎 月 第 2 日	記	午前10時～午後3時、市役所1階相談室。国、県など行政上の諸問題について	広報広聴課 ②2214
人 毎 月 第 3 日	権	午前9時～正午、市役所2階市民相談室。登記、供託、分筆表示など法務局、裁判所に提出する書類について、司法書士、土地家屋調査士が応じます	広報広聴課 ②2214
税 每 月 第 1 日	務	午前10時～午後3時、市役所2階市民相談室。税金全般について税理士が応じます	広報広聴課 ②2214
税 每 月 20 日	務	午前10時～午後3時、市役所2階市民相談室。贈与・譲渡・相続等の国税について。7月は22日(木)になります	広報広聴課 ②2214
税 毎 週 月 曜 日	務	午後1時～4時、越谷税理士会税務指導所(赤山町6-12-3アライビル2階)。税金全般について。8月12日・15日はお休みします	関東信越理士会越谷支部 ☎62-6131
國 民 年 金 每週木曜日	年金	午後1時～4時、市役所2階市民相談室。国民年金全般について	保険年金課 ②114
勤 劳 住 宅 資 金 融	融資	7月24日(水)午前9時～正午、(電話可)市役所2階商工課相談室(②2267)。土地、住宅を購入、新築、増改築のための融資制度等について	商工課 ②2266
労 動 労 務		7月24日(水)・8月14日(水)午後1時～4時(電話可)、市役所2階商工課相談室(②2267)。労働問題(賃金、労災、雇用等)全般について	商工課 ②2266
經 営		8月7日(水)・21日(水)午前10時～午後4時、市役所2階商工課相談室。事業経営上の問題、改善、転換、開業・開店等	商工課 ②2264
内 每 週 火 木 曜 日	職	午前10時～午後3時、市役所2階商工課相談室(②2267)。内職の相談・あっせん・求人の相談について	商工課 ②2266
行政書士会による行政 每月第1・3金曜日		午前10時～午後3時、市役所2階市民相談室。(電話不可)内容証明・契約・示談・相続・遺言・告訴・告発・法律文書・会社設立・営業許可・農地転用・開発許可・金銭貸借問題・家事問題等、行政書士が応じます	広報広聴課 ②2214
不 動 産 每月20日		午前10時～午後3時、埼玉県宅建協会越谷支部(市役所駐車場横)。不動産に関するごとについて、弁護士と相談員が応じます。7月は19日(金)になります	埼玉県宅建協会越谷支部 ☎64-7285
下請 取引 (製造・修理) の移動 あつせん		8月7日(水)午前10時～正午、越谷市商工会(中町7-14)会議室。公社では常時相談を受け付けています	(財)埼玉県中小企業振興公社下請振興課 048-647-4101
法 律		7月23日(火)午後1時～3時、裁判所内埼玉弁護士会越谷支部室。予約が必要	埼玉弁護士会越谷支部 ☎62-1188

A わたしたちの頭には国民の4人に一人が65歳以上の高齢者という、超高齢化社会を迎えようとしています。平成2年度の民生委員の行った社会調査では、市内に寝たきりのお年寄りが363人(平成2年6月1日現在)となっています。ご質問のようなケースも考えられます。このよなうのため、ショートステイという方法があります。

ショートステイ=短期間のお世話をします。

ショートステイとは、文字どおり短期滞在ということです。寝たきりのお年寄りなど介護をするものです。

こんなときに利用できます。

自宅で、寝たきりのお年寄りや痴ほう性のお年寄りを介護している家族の方が、病気や出産・冠婚葬祭・旅行・または介護疲れなどのために一時的に介護できなくなったりの場合に、ショートステイを利用ください。

ご家族に代わってお世話をします。

こんな方が利用できます。

自宅で介護を受けている方の伝染性の疾患のない方。

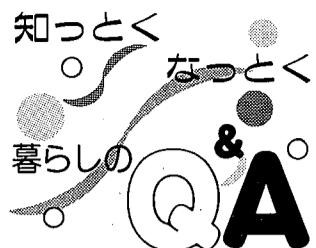
○病院へ入院する必要のない方

このほかの場所にお年寄りで、お風呂に入つてさっぱり

が受けられます。

看護婦が毎日健康チェックを行います。入浴は、施設の入浴所です。ショートステイ受け入れのためのベッド数は、各施設2床で、計12床です。

平成2年度には、計103人が延べ785日間利用されました。



おばあちゃんを、自宅で介護している主婦です。今度、親戚の結婚式のため5日間ほど留守することになり困っています。短期間でもおばあちゃんを預かってくれる施設はありますか?

おばあちゃんを、自宅で介護している主婦です。今度、親戚の結婚式のため5日間ほど留守することになり困っています。短期間でもおばあちゃんを預かってくれる施設はありますか?

## 市長電話

64-2123



皆さんのご意見を直接お聞きします

ご意見・ご質問などお気軽に寄せください。

△7月24日(水)

△8月14日(水)

午前8時～8時30分

(毎月第2・4水曜日)

\*通話は1人5分以内  
(必ず氏名・住所・電話番号をお知らせください)

\*話し中の場合はご容赦ください

問合せ 広報広聴課

☎2213

以上が、ショートステイ事業についてのあらましです。このほかにも、デイサービス、ホームヘルパー派遣などの福祉事業があり利用されています。このお年寄りの介護のことでのご相談は、お気軽に左記へ。

は、市内2つの特別養護老人ホームと近隣市町の4施設の計6カ所です。ショートステイ受け入れのためのベッド数は、各施設2床で、計12床です。

平成2年度には、計103人が延べ785日間利用されました。

は、市内2つの特別養護老人ホームと近隣市町の4施設の計6カ所です。ショートステイ受け